

自己点検・評価に当たっての留意点 （「三つの意見」の事例を中心に）

大学認証評価委員会 副委員長

千葉経済大学 副理事長

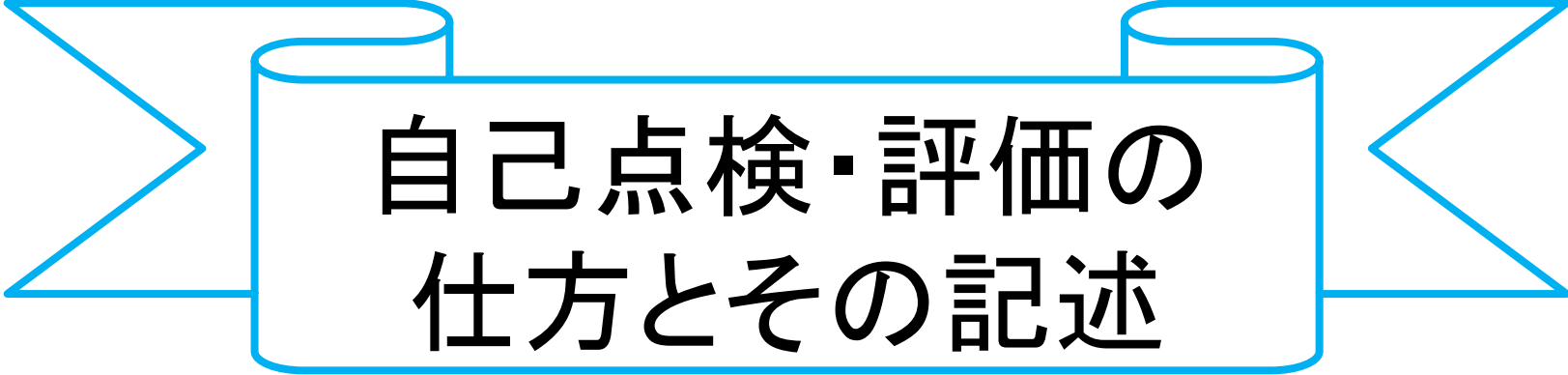
佐久間 美羊



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

目次

- I 自己点検・評価の仕方とその記述
- II 自己点検・評価の留意点
- III 今後の評価に向けての留意点



自己点検・評価の 仕方とその記述

『大学認証評価 評価校マニュアル』

Ⅱ. 自己点検・評価報告書作成マニュアル

「1. 自己点検・評価報告書等の作成」(p.18-21)

自己点検・評価の仕方とその記述

- 様式5～8(基準Ⅰ～Ⅳ)の分量は、70～120ページを目途(様式1～4は含めません)
- 記述の際は、**大学評価基準の区分において各学部・研究科等の記述を求めているものを除き、学部やキャンパスを単位とせず、大学全体としてまとめて記述。**

[様式5～8] 基準 I ～IV

※ 各基準の「記述項目」

【基準 I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準 I -A ミッション]

<根拠資料>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○……………

② 当該テーマに関する
提出資料・備付資料を記述

[区分 基準 I -A-1 ミッションを確立している。]

<区分 基準 I -A-1の現状>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○……………

① 当該区分の**現状**を記述

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<現状>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○……………

<テーマ 基準 I -A ミッションの課題>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○……………

<テーマ 基準 I -A ミッションの特記事項>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○……………

③ 当該テーマの**課題**を記述
当該テーマの**特記事項**を記述(任意)

⋮

<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) **前回の認証評価**を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した**改善計画の実施状況**

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○……………

(b) **今回**の自己点検・評価の課題についての**改善計画**

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○……………

④ 当該基準の**改善計画等**を記述

<現状>

ミッションは、○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○(提出-1)○○○○○○、○○○○
○○(備付-2)、○○○○○○○○○○○○○○

※「大学評価基準観点表」に示す各区分の「点検・評価の観点」を参考に確認を行い、区分の現状及び特色ある取組み等について記述

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<現状>

地域・社会への貢献は、○○○○
○○○○○○

※ 記述内容に係る提出資料、
備付資料の資料番号を、文の該
当箇所（初出箇所）の後に括弧書
きで付す。

[様式5～8] 基準Ⅰ～Ⅳ:報告書の作成例

様式5－基準Ⅰ

【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】
 [テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]

② テーマの＜根拠資料＞について

※ 当該テーマの記述内容に関する根拠資料(提出資料・備付資料の番号及び資料名)を記述。

＜根拠資料＞

提出資料 1 ○○○○○○、2 ○○○○第X条、3 ○○○○○○○○
 備付資料 1 ○○○○○○○○○○○、2 ○○○○○○

※ 規程等の場合、必要があれば条項も記述。

〔様式5～8〕 基準Ⅰ～Ⅳ：報告書の作成例（続き）

＜テーマ 基準 I -A ミッションの課題＞

③ テーマの「課題」について

③ テーマの＜課題＞について

※ 区分の＜現状＞を踏まえ、課題を記述。
※ ＜課題＞には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述。

＜テーマ 基準 I -A ミッションの特記事項＞

テーマの＜特記事項＞

※ 特長的な取組みや成果をあげている事項があれば記述（任意）。

[様式5～8] 基準Ⅰ～Ⅳ:報告書の作成例（続き）

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果
…]

[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証
…]

④改善計画について

前回、他機関で認証評価を受けていれば、その際、本協会の大学評価基準と類似の評価基準において「改善計画」を記載した場合、その計画の実施状況を記述する。

<基準Ⅰ ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

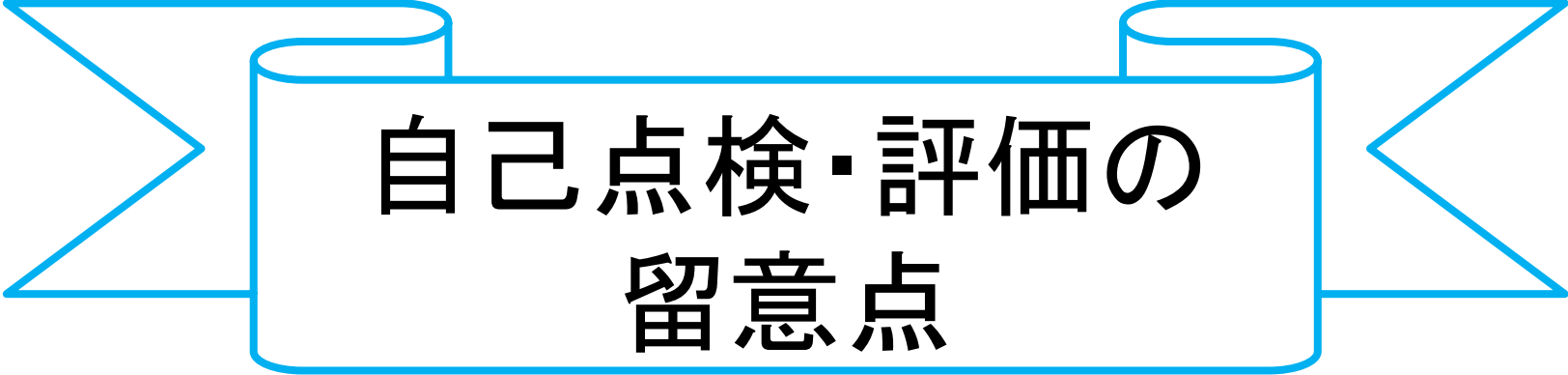
(a) **前回の認証評価**を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した**改善計画の実施状況**

○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○……………

(b) **今回の自己点検・評価の課題**についての**改善計画**

○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○……………

※ テーマの<課題>を踏まえ、工程等も含めて改善計画を記述する。



自己点検・評価の 留意点

※「三つの意見」の事例を中心に

第3評価期間の大学認証評価結果

区分	R4年度	R5年度	R6年度
評価校	1	6	5
適格	1	6	5

令和4年度～令和6年度評価校の合計: 12校

第4評価期間: 令和7年度評価校 0校

令和8年度評価校 1校

第3評価期間「三つの意見」の記述数

基準	テーマ		優れた試み				向上・充実				早急改善			
		(年度)	4	5	6	合計	4	5	6	合計	4	5	6	合計
Ⅰ ミッションと 教育の効果	A	ミッション		5	2	7								
	B	教育の効果		1	1	2		1	1	2				
	C	内部質保証	1	8	6	15		1	1	2				
Ⅱ 教育課程と 学生支援	A	教育課程	2	9	6	17	1	5	2	8		2		2
	B	学生支援	1	10	5	16								
Ⅲ 教育資源と 財的資源	A	人的資源	1	3	2	6								
	B	物的資源		3	1	4		1	1	2				
	C	技術的資源をはじめとする その他の教育資源			1	1								
	D	財的資源					1	5	4	10				
Ⅳ リーダーシップと ガバナンス	A	大学設置法人の長のリー ダーシップ		1		1								
	B	学長のリーダーシップ		1		1			1	1		1	1	2
	C	ガバナンス						3		3		1		1

特に優れた試みと評価できる事項

評価された事項の多かったテーマ

基準Ⅰ ミッションと教育の効果 : テーマA「ミッション」

テーマC「内部質保証」

基準Ⅱ 教育課程と学生支援 : テーマA「教育課程」

基準Ⅱ 教育課程と学生支援 : テーマB「学生支援」

基準Ⅲ 教育資源と財的資源 : テーマA「人的資源」

基準Ⅰ ミッションと教育の効果：テーマC「内部質保証」

- 在学生を対象とした「成長実感調査」を取り入れた「学修PDCA」と、卒業生等を対象とした「実学PDCA」による学習成果を査定する仕組みの構築
- 外部評価員も参画する点検・評価活動（自己点検評価報告会）

向上・充実のための課題

指摘事項の多かったテーマ

基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマA「教育課程」

基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマD「財的資源」

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

：テーマC「ガバナンス」

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス : テーマC「ガバナンス」

- 監事による監査報告書に理事の業務執行状況についての記載がない。
- 併設短期大学との合同教授会規程がない。

早急に改善を要すると判断される 事項

基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマA「教育課程」

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

：テーマB「学長のリーダーシップ」

：テーマC「ガバナンス」

基準Ⅱ 教育課程と学習支援:テーマA「教育課程」

- 履修規程等によった単位認定が行われていない

＜第4期の大学評価基準の該当基準＞

基準Ⅱ 教育課程と学習支援

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程

区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

基準Ⅳリーダーシップとガバナンス : テーマB「学長のリーダーシップ」

- 法令にのっとった教授会の運営が行われていない

<第4期の大学認証評価基準の該当基準>

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営

区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている

基準Ⅳリーダーシップとガバナンス : テーマC「ガバナンス」

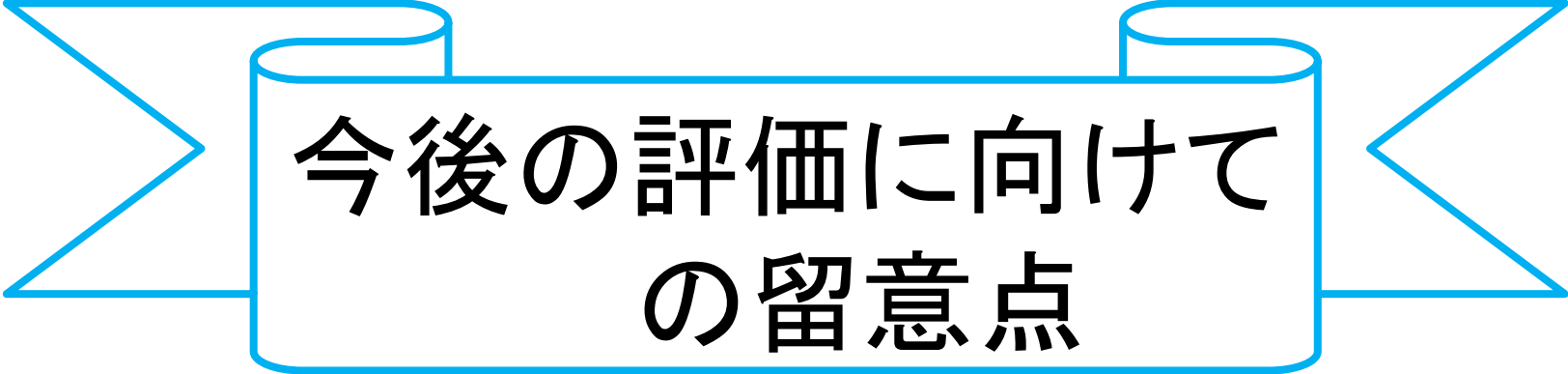
- 法令にのっとった情報公表・公開がなされていない

<第4期の大学認証評価基準>

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表

区分 基準Ⅳ-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。



今後の評価に向けて の留意点

(令和7年3月24日付け 通知文書)
「令和6年度大学認証評価を振り返
って」から

- 私立学校法の改正について

改正私立学校法が令和7年4月1日施行。

改正法の内容を取り入れた本協会の「評価基準観点表」を参照。

改正私立学校法の具体例

- 理事を選任する際は、あらかじめ評議員会からの意見聴取（法第30条第2項）
- 理事と評議員の兼職禁止（法第31条第3項）
- 監事は評議員会の決議により選任（法第45条第1項）
- 監事選任議案の評議員会への提出は、監事の過半数の同意が必要（法第49条第1項）
- 会計監査人は評議員会の決議により選任（法第80条第1項）
- 会計監査人選任議案は監事が監事の過半数の合意で決定（法第84条第1項、第2項）
- 理事会、評議員会の招集は、1週間前までに通知（法第44条第1項、法第70条第4項）
- 定時評議員会の招集を通知する際、計算書類等を提供（法第105条第1項）

- 中央教育審議会による「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」について

高等教育機関等からの適切な情報発信がなければ、社会全体からの適切な評価が得られないことが示されています。情報公表は適切な評価を得るために欠くことのできない事柄ですが、大学のウェブサイトで情報を公表しているものの、容易にその情報にたどり着けない大学も見受けられます。

得たい情報に簡便にアクセスできることも情報公表の要素の一つとなりますので、これにつきましても各大学において今一度ご確認いただき、積極的な情報公表の取組みをお願いします。

ご清聴ありがとうございました。